

# ケアハウス田園 利用料金表

(介護予防・特定施設入居者生活介護利用者分)

(単位: 円)

階層	対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	施設利用料	合計
1	1,500,000 円 以下	10,000	48,764	14,000	19,000	91,764
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000	48,764	14,000	19,000	94,764
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000	48,764	14,000	19,000	97,764
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000	48,764	14,000	19,000	100,764
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000	48,764	14,000	19,000	103,764
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000	48,764	14,000	19,000	106,764
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000	48,764	14,000	19,000	111,764
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000	48,764	14,000	19,000	116,764
9	2,200,001 円 以上	38,600	48,764	14,000	19,000	120,364

## ■ケアハウス田園の利用料について

ケアハウス田園利用料規程に基づき、利用者の施設利用に要する費用をご負担頂きます。その内訳は、生活費、事務費、管理費、施設利用料、冬季暖房費(冬季のみ)となります。その他、利用者の居室における電気の使用料、電話の使用料、寝具・カーテンレンタル料(希望者)、特別なサービスに要する費用の実費相当分は利用者の負担となります。  
 なお、11月から翌年3月までの期間は冬季暖房費が月額2,100円加算されます。

- ・ この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費、在宅福祉サービス利用者負担分、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。 ※対象収入は毎年3月頃に、前年分の収入申告書等により決定します。
- ・ 本人からの事務費徴収額(月額)は、上表より求めた額とする。
- ・ 生活費、及び事務費等は、国の基準により改定になった場合は変更致します。
- ・ 夫婦等で入居する場合については、2人の収入及び必要経費を合算した額の2分の1の額をそれぞれの対象収入とする。その額が1,500,000円以下である場合は、上記表の額から30%を減じた額をそれぞれの事務費(月額)とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

## ・ 管理費

入居時の一括方式 ..... なし 毎月払い(分割方式) ..... 14,000円

- ・ 一時入居金等は不要です。

## ■その他、上記利用料以外に必要な、利用料・使用料

- ① (介護予防)特定施設入居者生活介護をご利用される方は、介護保険法に基づく介護認定を受け、その要介護度に応じた利用者負担分(1割から3割)が自己負担となります。  
 (例: 月30日・1割自己負担の目安 ※サービス提供体制加算Ⅲ、夜間看護体制加算Ⅱ(予防除く)、処遇改善加算Ⅲを含む)  
 要支援1 6,463円 要支援2 10,909円 ※小数点、及び日数により前後します。  
 要介護1 19,049円 要介護2 21,340円 要介護3 23,734円 要介護4 25,958円 要介護5 28,317円
- ② 電気料金 ..... 各個室の使用した電気代は自己負担(個別メーターにより検針致します)
- ③ 水道料金 ..... 月額1,000円 居室における水道料金(一律) ※令和5年5月1日より適用
- ④ 電話 ..... 各個室の使用した電話代は自己負担
- ⑤ 寝具・カーテン ..... 月額2,000円 ※ベッドの使用料は無料です。  
 (希望者のみ) ※シーツ交換につきましては、ご自身が訪問介護サービスをご利用の上、交換して下さい。  
 (レンタルには、ベッドの他、布団類一式(シーツ付)・カーテンが含まれております。)
- ⑥ おむつ・パット類 ... ご使用された場合は、自己負担となります。
- ⑦ その他 ..... ご本人の小遣い、医療費、日常生活消耗品など。その他、レクリエーションや年間行事などで、自己負担等を頂く場合がございます。